

EB-5 投資永住権プログラム

概要資料

イデア・パートナーズ法律事務所

〒150 - 0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-2-6 エビスファイビル
Phone : (03) 6416-5662 Fax : (03) 6416-5663

EB-5 投資永住権プログラム

【 米国永住権取得を対象とする

EB-5 Immigrant Investor（投資移民） カテゴリーに関して

EB-5（イービー・ファイブ）プログラムは、米国移民法により定められた政府公認のアメリカ永住権を取得する投資永住権プログラムです。

米国内に規定の投資（US\$80万ドル以上）を行うことにより、永住権を取得する移民ビザカテゴリーとなります。

当事務所協力移民弁護士ジーン・マクナリーが米国移民局長官時に施行された米国時限立法です。

この法律は、2021年6月30日以降、一時中断となりましたが、**2022年3月にバイデン大統領が署名し2027年9月30日までの延長が確定いたしました**。その後政府は、新規定を検討しておりましたが、無事2022年6月24日に申請受付の再開が確定いたしました。

。90万ドルの投資が必要であったEB-5法は、今回80万ドルに減額となっており、旧規定と比べ参加しやすい状況となっており、移民局の審査体制も整備され、2024年に入ってから当事務所のクライアント様に対して続々と認可が下りています

EB-5による永住権申請をご検討されている方は、当事務所にご相談ください。

多額の投資が必要となる為、EB-5に関する正しい知識を得て頂くために無料の個別相談を設けております。ご興味ございましたら、WEBフォームあるいは、お電話でお申し込みください。

また、有料の法律相談などの各種サポートをご用意しております。

EB-5 カテゴリーが施行されてからの推移

1991年に施行され1993年には地域センター方式も導入され問題なく推移しているように見えましたが米移民局において過去に実績が無い法律であったことから、規定があいまいな部分多く混乱が続出した為、1998年米移民局がこのカテゴリーの中断を余儀なくしました。その後、米移民局は4ヶ年の期間を費やし法の整備を行い2002年には1998年以前の投資家達を保護する法律が成立し、2003年8月から地区センターへの投資家の移民申請が再び認可されるようになりました。現在は混乱も無く相当数の外国人投資家が認可及び永住権を取得し順調に推移しております。

毎年1万件がEB-5カテゴリーに割当てられ、そのうち5,000件が地域センターへの投資家に当てられています。

I 一般的なプログラムの現状

米移民局が、移民投資家の資金を募ってもよいと認めた特定地域は、現在米国内に1000箇所以上存在しており、不動産投資や事業投資など独自のプログラムが紹介されています。

投資対象事業は各種製造、不動産、スキーリゾート、介護施設、農場など、それぞれのプロジェクトにより大きく異なりますが、中には返金の実績が無いもの、採算が見込めないもの、あるいは永住権発給実績が無い投資プロジェクトも存在しています。当事務所では、どのプロジェクトであってもEB-5永住権申請のサポートをさせていただきますが、より確実に永住権をご取得頂く為にも、実績あるプロジェクトの選択をお奨めしております。



I 特徴

- 自ら事業の運営に参画しなければならない等の煩わしい条件はありません。
- 大勢の日本人及び外国籍がEB-5永住権を取得した事例が既にあります。
- カナダの投資プログラムの条件と異なり、事業経営経験等は問われません。
- 複数ある永住権取得方法の中で、比較的短期間で永住権を取得できる方法です。

※アメリカ国籍者との結婚による方法を除く

- 学歴や英語力等も問われません。
- 現状で資産のない方は、融資で得た資金でも手続きが可能です。
- 過去にビザや永住権の申請却下および入国拒否を受けた経験があってもこのプログラムで永住権を取得する事が可能です。

(但し、重犯罪および虚偽の申告以外の理由で無い限り)

- 家族全員の永住権取得が可能です。

(21歳以上の子供を除く家族全員の永住権取得が可能です)

【 EB-5プロジェクト

●EB-5で利用できるプロジェクトは、米国移民局で公開されております。

EB-5プロジェクト・政府サイト

<http://www.uscis.gov/working-united-states/permanent-workers/employment-based-immigration-fifth-preference-eb-5/immigrant-investor-regional-centers>

●永住権取得を目標とする以上、永住権の認可を得られやすいプロジェクトが望ましいことは当然です。その点では、すでに認可を得ているプロジェクトは好条件といえます。たとえば、ヒルトンやマリオットなどのホテルプロジェクト（あくまで、ご参考まで）。

●投資対象としてみた場合、収益性も重要となります。この点は、永住権認可の観点からも、ビザ申請時点から、数年後（条件付き解除まで考えると、5～6年後）まで収益が上がっていることが望まれるので、重要なポイントと言えるでしょう。たとえば、米国人の一般投資家の参加が多い案件などは、収益性が高いかどうかを検討する上での一つの参考となるでしょう。

●収益性とも関連しますが、プロジェクトが継続する可能性の高さも、数年間の実績が必要となるという意味で重要です。たとえば、不確定な事業を対象とするプロジェクトよりも、商業施設等を対象とした不動産投資の方が一般的に継続の可能性は高いといえるかもしれませんが、州や市が関与しているプロジェクトも比較的継続する可能性が高いといえるのではないのでしょうか。

●EB-5に特化して考えますと、EB-5のプロジェクトを過去にも扱い、永住権取得の実績がある企業が行っているプロジェクトの方が、新規の企業が行うものより信用性が高いといえるでしょう。

・米移民局が指定した地域センター（Regional Center）内の新しい事業あるいは経営困難に陥っている事業に80万ドルの投資を行い間接的に10名の米国人雇用を創出する。

その事業から収益を得ても良いとしております。

【 参加される方の目的

EB-5プログラムには、ビジネスチャンス、シニアライフ、子供の教育など、様々な目的で参加されています。

例えば、下記のような目的をお持ちの方が参加をお考えと思います。

- ご家族で移住をお考えの方
- アメリカで事業経営をお考えの方
- アメリカの大学を卒業後（本人若しくはお子様）、継続してアメリカでの生活を望んでおられる方
- アメリカ駐在任期終了後、お子様の為に継続してアメリカでの生活を望んでおられる方
- お子様の留学をお考えの方、またはご家族で留学をお考えの方
- 就職をお考えの方
- リタイア後、日本の年金を得ながらアメリカ滞在をお考えの方
- ハワイへ移住をお考えの方

【 プログラム参加のタイミング

この法律は、2021年6月30日以降、一時中断となりましたが、2022年3月にバイデン大統領が署名し2027年9月30日までの延長が確定いたしました。その後政府は、新規定を検討していましたが、無事2022年6月24日に申請受付の再開が確定いたしました。90万ドルの投資が必要であったEB-5法は、今回80万ドルに減額となっており、旧規定と比べ参加しやすい状況となっております。

但し、この法律は、多額の投資が必要となることから、残念な事にいかがわしいEB-5業者による詐欺事件も多発しております。当事務所は法律事務所としてEB-5に関する正しい知識を伝えることで、このような問題を回避し、クライアントの皆様には無事永住権を取得していただいております。

また、EB-5に関する正しい知識を得て頂くために無料の個別相談を設けております。ご興味ございましたら、WEBフォームあるいは、お電話(03-6416-5662)にてお申し込みください。

【 プログラム参加条件

- US\$80万ドル以上の投資が可能な方
- 資金源の証明ができる方
- 重犯罪歴が無い方。
- 人に害を与える伝染性の病気を現在患っていない方

【 弁護士による法律相談

弁護士がご状況を総合的に分析し、個別アドバイスをを行います。

多額の投資を行ったにも拘らず永住権が取得できない場合は、クライアント様にとり最悪のシナリオです。

その様な結果を事前に防ぐ為に当事務所では、正式にEB-5プログラムに参加される前に必ず“弁護士による法律相談”をお受けいただいております。

ご相談では、あなた様の状況及びご要望を弁護士が把握した上で、EB-5プログラムの規定にきちんと法的に満たされているか否かを確認させて頂くサービスです。

また、ご要望を考慮した上で最も適した方法及びプランをご説明させていただきます。

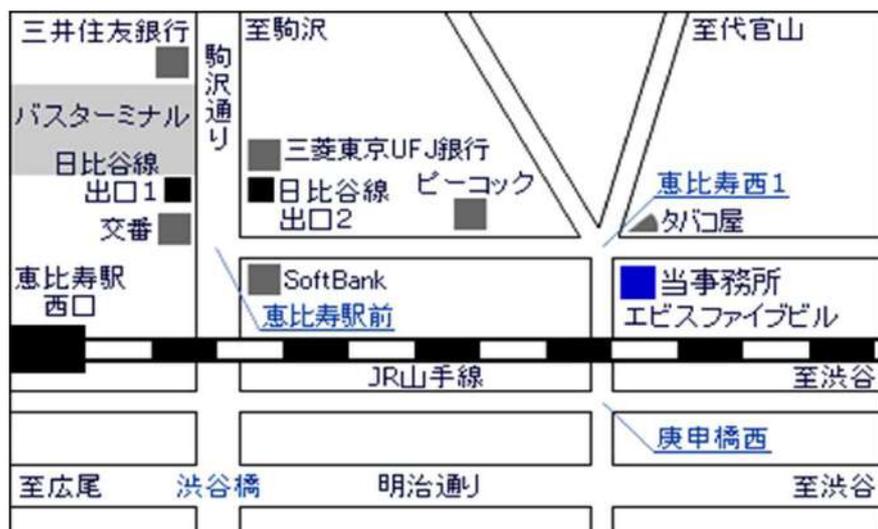
ご相談サービス終了後、実際の永住権申請手続きをご希望の方には、弁護士申請サポートにて永住権取得までフルサポートさせていただきます。

弁護士のサポートを得てより確実にEB-5プログラム参加を行うことで、申請却下を回避することは、ビザ申請にあたって障害がある方のみでなく、渡米を真剣にお考えの全ての皆様にとって最も有益かつ効率的な方法です。当事務所の法律相談を是非ご利用ください。

【 EB-5プログラムによる永住権申請費用

- 弁護士費用：220万円（政府、翻訳、家族費用別途）
- 協力移民弁護士費用：\$9000～

アイデア・パートナーズ法律事務所
www.usavisa.jp



〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西
2-2-6 エビスファイブビル
Phone : 03-6416-5662
Fax : 03-6416-5663

JR恵比寿駅西口、日比谷線恵比寿駅から徒歩3分